

平成24年4月1日以降の司書養成課程、学芸員養成課程の設置に関する届出の提出書類及び提出期限等について

1. 新課程を設置する場合の提出書類

	提出書類	様式	備考
司書養成課程	届出書	様式1-1	
	司書養成課程の概要	様式2-1	
	「図書館に関する科目」開講科目一覧	様式3-1	新課程用(必ず提出する)。各科目のシラバス(案)を添付すること(任意設定科目も含む)。科目の内容は、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」(平成21年2月)において示された内容(別紙1)を参考にして編成すること。
	「図書館に関する科目」開講科目一覧(旧課程開講科目)	様式3-2	旧課程科目を新課程科目と並行して引き続き開講する場合に提出すること。
	図書館実習施設一覧	様式6	
学芸員養成課程	届出書	様式1-2	
	学芸員養成課程の概要	様式2-2	
	「博物館に関する科目」開講科目一覧	様式3-3	新課程用(必ず提出する)。各科目のシラバス(案)を添付すること(任意設定科目も含む)。科目の内容は「学芸員養成課程の充実方策について(第2次報告書)」(平成21年2月)において示された内容(別紙2)を参考にして編成すること。
	「博物館に関する科目」開講科目一覧(旧課程開講科目)	様式3-4	旧課程科目を新課程と並行して引き続き開講する場合に提出すること。
	博物館実習施設一覧	様式7	実習の実施に当たっては、「博物館実習ガイドライン」(平成21年4月文部科学省生涯学習政策局)を参考にすること。
共通 (新課程のみ)	シラバス(案)	様式4	この様式の内容が網羅されているのであれば、既存の大学のシラバス(案)の添付でも可。
	担当教員の履歴書	様式5	開講科目一覧に記載した科目の順に担当教員の履歴書を添付する。平成23年6月1日現在で記入すること。
	学則(案)(抄)	—	学則(案)の司書養成課程、学芸員養成課程に関する部分のみ抜粋して記載すること。

2. 旧課程の科目の一部を変更する場合の提出書類

	提出書類	様式	備考
司書養成課程	届出書	様式1-3	
	司書養成課程変更の概要	様式2-3	
	「図書館に関する科目」開講科目一覧	様式3-5	科目の内容は「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」(平成8年4月24日生涯学習審議会社会教育分科審議会報告)の「司書養成科目の改善」(別紙3)を参考にして編成すること。
学芸員養成課程	届出書	様式1-4	
	学芸員養成課程変更の概要	様式2-4	
	「博物館に関する科目」開講科目一覧	様式3-6	科目の内容は「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」(平成8年4月24日生涯学習審議会社会教育分科審議会報告)の「学芸員養成科目の改善」(別紙4)を参考にして編成すること。
共通	シラバス(案)	様式4	変更のある科目のみ提出する。なお、この様式の内容が網羅されているのであれば、既存の大学のシラバス(案)の添付でも可。
	担当教員の履歴書	様式5	変更のある科目の担当教員の履歴書を添付する。
	学則(案)(抄)	—	学則(案)の司書養成課程、学芸員養成課程に関する部分のみ抜粋して記載すること。

3. 提出期限

平成23年8月1日(月)～平成23年12月15日(木)

※ 書類は学部・学科単位ではなく、大学単位で提出すること。

※ 通学制と通信制の両方を設置し、それぞれカリキュラムが異なる場合等については、様式3以降は通学制と通信制の書類を別に組むこと。

※ 確認通知は、平成23年10月頃より、確認を終えたものから順次発送予定

4. 提出先

・司書養成課程……文部科学省生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

・学芸員養成課程……文部科学省生涯学習政策局社会教育課博物館振興係

5. ヒアリングについて

ご提出いただいた書類について、特に内容確認が必要な場合には、ヒアリングを実施する場合があります。